## 兵庫医科大学医学会会則

(名 称)

第1条 本会は、兵庫医科大学医学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、兵庫医科大学大学事務部学術情報課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、本学設立の主旨に沿って広く医学の進歩、発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、次の事業を行う。
  - 1 総会および学術集会の開催
  - 2 機関誌の発行
  - 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
  - 1 正会員・・・・・(1)本学医学部および兵庫医科大学病院に所属する教員および病院助手、レジデント
    - (2) 本学研修医、医学研究科学生、医学部研究生、医学部出身者および関係者(コメディカルを含む)で入会を希望する者
    - (3) 本学医学部以外の学部、研究科に所属する教員および大学院生、研究 生、または医学部以外の学部の出身者で入会を希望する者
  - 2 賛助会員・・・・ 本会の目的に賛同し評議員会の承認を得た者
  - 3 名誉会員・・・・ 本会の発展に功労のあった会員で評議員会において推薦された者
  - 4 準会員・・・・・ 本学関係者以外の個人で本会の目的に賛同し評議員会の承認を得た者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 評議員
- 4 監事

(役員の選出)

- 第7条 会長は、本学医学部長をもってこれにあてる。
- ② 副会長は、会長の指名とする。
- ③ 評議員は、医学部教授および評議員会の推薦により会長が委託した者とする。
- ④ 監事は、会長が委託した者とする。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに評議員会を招集してその議長となる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは会長の職務を代行する。
- ③ 評議員は、評議員会を組織し本会の重要事項を審議する。
- ④ 監事は、事業ならびに会計を監査する。

(運営委員会)

- 第9条 本会の事業を行うために運営委員会を置く。
- ② 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は評議員会の推薦により会長が委託する。

(総会および学術講演会)

- 第11条 総会は、年1回これを開催し、事業・会計の報告ならびに特別講演などを行う。
- ② 学術集会は,年1回以上開催する。

(機関誌)

- 第12条 本会の発行する機関誌は、兵庫医科大学医学会雑誌(ACTA MEDICA HYOGOENSIA: 略称、兵医大医会誌、ACTA MED. HYOGO.)と称し、会員に無料で配布する。
- ② 雑誌の編集、発行に関しては別に定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

- 第14条 会費は次のように定める。
  - 1 正会員……4,000円(年額)
  - 2 賛助会員 … 25,000 円 (年額)
  - 3 名誉会員・・・・・・・・ 会費の納入を要しない

4 準会員 …… 10,000 円 (年額)

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(入会, 退会等)

- 第16条 本会に入会する者は、所定の用紙に住所、氏名、所属等を記入し、本会事務局に届け出るものとする。
- ② 会員が住所を変更した場合または退会しようとする場合は、その旨を本会事務局に届け出るものとする。

(資格の喪失)

第17条 住所変更届並びに会費の納入を1年以上怠った者は、会員の資格を失う。

(会則の変更)

第18条 本会則の変更は、評議員会の議を経て行う。

附 則

本会則は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年11月2日から施行する。

附即

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年7月1日から施行する。

附即

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附具

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。